## ○阪南大学後援会給付奨学金規程クラブ奨学金施行細則

(平成25年4月1日制定)

改正 令和4年6月2日

(目的)

第1条 この細則は、阪南大学後援会給付奨学金規程第3条に基づきクラブ奨学金の運用について定めることを目的とする。

(給付対象クラブ、団体及び給付人員)

- 第2条 給付対象クラブ、団体及び給付人員については別表による。
- 2 給付対象クラブ、団体及び給付人員については、給付対象クラブ、団体の前年度の活動状況、実績をもとに学生委員会(以下「委員会」という。)において審議を行い、後援会幹事会(以下「幹事会」という。)及び後援会運営委員会(以下「運営委員会」という。)において承認の上、決定する。

(募集)

第3条 奨学生の募集は、当該年度のはじめにクラブ部長を通じて行う。

(提出書類)

- 第4条 奨学生としての採用を希望する者は、所定の願書とともに、次の各号の書類を 学長に提出しなければならない。
  - (1) 文化体育活動の成績証明書
  - (2) クラブ部長による推薦書
  - (3) 成績証明書
  - (4) その他選考に必要とされる書類

(選考)

第5条 奨学生の採用は、各クラブ部長において候補者を選考し、クラブ部長より委員会に推薦を行う。推薦された候補者について委員会において選考し、幹事会、運営委員会において承認の上、後援会長(以下「会長」という。)が決定する。

(採用)

- 第6条 奨学生の決定は6月とし、クラブ部長、本人及び連帯保証人に文書による通知 を行う。
- 2 採用決定者は、前項の通知を受けた後、次の各号の書類を提出しなければならない。
  - (1) 誓約書
  - (2) 銀行口座届
  - (3) その他必要とされる書類

(交付と受領)

- 第7条 奨学金は、毎年6月と11月に銀行振込によって交付する。
- 2 奨学生は、奨学金を受領したときに、所定の領収書を提出しなければならない。 (受領後の義務)

- 第8条 奨学金受領後は、給付期間中、次の各号の書類の提出及び義務を履行しなければならない。
  - (1) クラブ活動・戦績報告書
  - (2) 後援会から要請のあった事業等に対する出席、応援等
  - (3) その他必要とされる書類

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、幹事会、運営委員会の議を経て会長が行う。 (事務)

第10条 奨学金に関する事務は、後援会事務局において行う。

附則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月2日)

この細則は、令和4年6月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 別表(第2条関係)

## <対象クラブ、団体及び給付人員>

対象クラブ、団体	給付人員
サッカー部	2名
硬式野球部	2名
スピードスケート部	2名
チアリーディング部	1 名
トランポリン部	2名
バスケットボール部	2 名
上記以外のクラブ	4名(ただし、1クラブにつき1名)